

納税は住み良い社会づくりの第一歩です

『真珠のようにきらり輝く^{まち}鳥羽』を実現するための大切な財源である市税の種類や、くらしと税のつながりなどについてお知らせします。

税務課管理収納係 ☎⑤ 1 1 3 2
特別滞納整理係 ☎⑤ 1 1 3 6

くらしと税のつながり

わたしたちのくらしは、市・県からさまざまな公共サービスの提供を受けています。身近な例では、学校・道路・上下水道・公園などの公共施設の整備や、教育・福祉・環境・消防（救急）などの公共サービスがあります。

これらの公共施設の整備や公共サービスは、市民生活の基盤や地域社会の環境整備を行うためのものであり、わたしたちが安心して豊かに暮らしていくためにはなくてはならないものです。この、あたりまえだと思っていることが、実は税金によってまかなわれています。

このように税は、わたしたちが社会の一員として暮らして

夜間納税相談窓口のご利用を

ていくための貴重な財源となっています。

けがや病気、失業など、やむを得ない事情により、一時的に納めることができない場合は、納税計画を確実に守っていたかどうかを条件に、法律の範囲内で納期を延ばしたり、分割して納付することができます。

また、昼間に納税や納付相談ができないかのために、毎月第2・第4木曜日（祝日を除く）の午後7時30分まで、市民文化会館2階税務課窓口にて夜間納税相談窓口を開設していますので、ご利用ください。

※主な市税の種類と納期限は、以下のとおりです。

もしも税金がなかったら…

救急車が有料に



医療費がすべて自己負担に



平成24年度 市 税 納 期 一 覧 表

税 目	税 の 内 容	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期	第 6 期	第 7 期	第 8 期
市・県民税	該当年度の1月1日現在に、鳥羽市内に住所を有する個人に賦課されます。（1月2日以降に鳥羽市から転出されても、その年度の市県民税は鳥羽市に納めていただくことになります）	7 月 2 日	8 月 31 日	10月 31 日	平成25年 1 月 31 日				
固定資産税 都市計画税	該当年度の1月1日現在に、鳥羽市内に所在する土地、家屋および償却資産の所有者に賦課されます。	5 月 1 日	7 月 31 日	12月 25 日	平成25年 2 月 28 日				
軽自動車税	鳥羽市内を主たる定置場所とする原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車および二輪の小型自動車に対し、該当年度の4月1日現在の所有者に賦課されます。	5 月 31 日							
国民健康保険税	国民健康保険に加入されている世帯主および世帯内に被保険者のある世帯主に対して賦課されるものです。	7 月 2 日	7 月 31 日	8 月 31 日	10月 1 日	10月 31 日	11月 30 日	平成25年 1 月 31 日	平成25年 2 月 28 日